

今月号におきましては、先々月号と同様、**裁判所の判決** (又は**国税不服審判所の裁決**)をご紹介します。ご一読の上、ご参考にしていただければ幸いです。

I. 研修費

○ 大学院の学費

医師や歯科医師として開業する傍ら、スキルアップを目的として大学院で学ばれていた(又は学ばれている)という先生方もいらっしゃるかと存じます。医師や歯科医師としてのスキルアップという目的を考慮致しますと、経費になりそうな気もしますが、税務上の判断は「経費にはならない」というものです。

歯科医師が支払った**大学院の学費**を税務署が経費として認めなかったことについて、平成13年9月27日の裁決は、『日々の歯科医療に有益な効果を及ぼす』、『臨時的、短期的な歯学研究費用は必要経費として認めているにもかかわらず』、『**長期的な歯学研究を行うための学費が必要経費に算入されないとするのは不合理である**』という歯科医師側の主張を認めず、「学費の支払により、『**歯科医療に有益な知識等を得ることができること**、及び学位の取得により将来歯科医業に何らかの利益が得られること』は認められるが、当該学費は、『**歯科医業という業務の遂行上の必要性に基づき支出されたものというよりも、主として**一身専属的な新たな地位である学位の資格**を取得するために支出されたものであると認められる**』と判断し、当該学費を**経費と認めませんでした**。

したがって「大学院の学費は経費になりますか？」という質問に対しては「残念ながら経費になりません」と回答せざるを得ないのが現状です。

II. 外注費

○ 給与と外注費の区分

医院からの医師・歯科医師や臨床検査技師・歯科技工士に対する支払が、**給与なのか外注費なのか**で揉めるケースは後を絶ちません。下記の理由から、**可能であれば外注費扱いとしたいという要望が多い**のですが、税務上の判断と致しましてはかなり厳しいものとなっており、**外注費として認められるには高いハードルが設けられている**といえます。

※ 外注費とした場合には、支払をする先生方の立場では、消費税の納付税額が少なくなる場合があり、また支払を受ける側の立場では、源泉所得税が差し引かれられないため手取金額が増える、加えて、経費を収入からマイナスすることができるというメリットがあります。

給与なのか外注費なのかで揉めるケースが非常に多い、大工等に対する支払について争われた事例において、平成21年3月10日の裁決では、「支払金額は『**従事日数又は残業時間数に1日当たりの基本単価又は1時間当たりの割増単価を**

乗ずる形で算定されて』おり、『**労働量に比例して支払われるものである**』こと、『**指示された作業が未了の場合でも報酬を減額されることはない**』こと、『**作業用具については『無償で提供を受けていること』等から、『空間的、時間的な拘束を受けて**労務を提供していたと認められる****ので、』当該支払金額は**給与に該当する**』と判断されました。

一方、平成9年5月29日の裁決では、「給与かどうかの判断にあたっては『**空間的、時間的な拘束を受け**』ているかどうか等が重視されなければならないところ、契約上は就業時間等の定めがあるものの、『**実質的に就業時間等を拘束していない**』こと、』当該支払金額が『**出来高払い**』であること、『**作業用具については納税者側の所有**』であること等から、当該支払金額は**外注費に該当する**』と判断されました。

また、医療関係で申しますと、平成24年9月21日の東京地方裁判所の判決があります。この判決では、麻酔科医が病院から支払を受けた収入について、『**出勤簿で勤務時間を管理**』されていたこと等から、病院の『**空間的、時間的な拘束**』を受けていたことが認められ、当該収入金額は**給与に該当する**』と判断されました。加えて、『**麻酔医療について高度の専門性を有し、手術の指揮監督者として独立して業務を行**』っているという納税者の主張は、『**国会議員や裁判官等の収入が給与所得であることからも明らかな通り、『業務遂行に必要な様々な判断が自分自身でできるから』と、他者の指揮命令に服していないということにはならない**』と退けられております。

したがって、上記3つの裁決・判例から判断致しますと、**業務面や支払金額の計算面で『空間的、時間的な拘束』があるかどうか**が大きなポイントであるといえます。しかしながら、「空間的、時間的な拘束」の有無についての明確な判断基準はなく、結局は総合判断ということになります。その際に判断の目安となる主な項目を下記にまとめさせていただきましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

なお、万が一、外注費としていた支払が税務調査等で給与とされた場合には、先述した外注費のメリットの裏返しとして、消費税及び源泉所得税+過少申告加算税の追徴課税が行われる場合がありますので、そのリスクも考慮した上でご判断いただく必要があります。十分にご注意下さい。

1. **就業場所の定めがあれば給与、定めがなければ外注費**
2. **就業時間の定めがあれば給与、定めがなければ外注費**
3. **個々の作業等について指揮監督を受ければ給与、受けなければ外注費**
4. **時給・日給・月給等、就業時間に応じた支払であれば給与、出来高払であれば外注費**
5. **材料や作業用具等が医院から提供されていれば給与、提供されていなければ外注費**